

# 第8章 成年後見制度の利用促進



## (第2期成年後見制度利用促進基本計画)

### 1 計画の目的

少子高齢社会において、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方々を社会全体で支え合うことが、喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、自分らしい生活を送るうえで、大切なことを決め、主張し、実現することが難しい方の権利擁護や意思決定を支援する重要な手段であることから、「会津若松市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、支援が必要な方々の成年後見制度の利用を促進し、地域共生社会の推進を図ります。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村計画として、本市成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、策定するものです。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を勘案するとともに、「第3期会津若松市地域福祉計画」、「第4次会津若松市障がい者計画」、「第7期障がい者福祉計画」、「会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」との整合、連携を図ります。

### 3 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間（第3期地域福祉計画と同期間）

### 4 計画策定のための取組及び体制

令和7年度に、会津若松市地域福祉計画等推進会議、会津若松市地域自立支援協議会、介護保険運営協議会等において計画策定に関し検討を行いました。また、意見公募手続（パブリック・コメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

### 5 現状

本市においても全国の動向と同様に、高齢化率の上昇と知的障がい者や精神障がい者の人数の増加から、今後さらに成年後見制度の必要性が高まっていくと考えられます。

[本市の動向]

●人口と高齢化率（表1）

年	人口	高齢者（65歳以上）	高齢化率
平成30年（2018年）	121,068人	36,283人	30.3%
令和3年（2021年）	116,450人	36,398人	31.9%
令和6年（2024年）	111,697人	36,415人	33.3%

※各年4月1日現在 人口は住民基本台帳人口

●認知症の高齢者数（表2）

年	高齢者数	認知症高齢者数※	割合
平成29年（2017年）	34,964人	4,418人	12.6%
令和元年（2019年）	35,781人	4,887人	13.7%
令和4年（2022年）	36,554人	4,455人	12.2%

※要介護認定調査の「認知症高齢者日常生活自立度」のランクⅡ～Ⅲの該当者

●精神障がい者、知的障がい者の人数（表3）

年	精神障がい者数 ※1	知的障がい者数 ※2
平成30年（2018年）	920人	992人
令和3年（2021年）	1,043人	1,063人
令和6年（2024年）	1,226人	1,122人

※1 各年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数

※2 各年4月1日現在の療育手帳所持者数

## 6 第1期計画の実績と検証

### ●中核機関の設置・運営、後見人の育成

会津圏域の11市町村（会津若松市・北塩原村・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町）共同で、成年後見制度の周知・利用支援等を行う中核機関である会津権利擁護・成年後見センター（以下「後見センター」という。）を令和4年7月に設置し、業務委託により運営しています。

後見センターでは、成年後見制度に関する専門的窓口として相談の受付や、広報・啓発の取組として住民や支援者向けの研修や講座を開催しました。

また、本人や親族が家庭裁判所に申立をする際の支援、後見人からの相談受付や対応が困難な事例の検討会など後見人支援を行いました。さらに、後見人等の担い手確保のため、令和6年度から市民後見人の育成研修を行いました。

### ●地域連携ネットワークの構築

後見センターにより、毎年度2回「地域連携ネットワーク会議」を開催しました。会議では、連携11市町村圏域内の福祉・医療・法律に携わる関係機関や専門職団体が参加し、それぞれの専門的な立場から意見交換や制度利用促進に関する取組について協議し、連携体制の強化を図りました。

### ●成年後見制度利用促進事業の取組と制度利用者の状況

成年後見制度を利用したくても自ら申し立てることが困難な方や、身近に申し立てる親族がいない方などに対し、市長による申し立てを行いました。また、申し立ての経費や成年後見人等の報酬

を負担できない方に対し、その費用の助成を行いました。(表4・表5参照)

本市の制度利用者は年々増加しており、国や県と比較しても、人口に対する利用者の割合が高く、中でも市長申立の割合が高い状況にあります。

その要因として、報酬等の助成制度の整備に加え、成年後見制度に関する相談窓口の明確化や、研修や講座の開催により住民や支援者の制度の理解が進み、支援体制の整備が進んでいることがあげられます。(表6・表7参照)

[本市の実績]

●新規の市長申立の状況(表4)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢福祉課	24件	21件	37件	27件
障がい者支援課	6件	3件	1件	1件

●成年後見制度報酬助成件数・金額(表5)

年度	高齢福祉課		障がい者支援課	
	件数	金額	件数	金額
令和3年度	37件	7,497,261円	9件	2,130,761円
令和4年度	30件	6,111,878円	10件	2,535,000円
令和5年度	36件	7,655,137円	18件	4,712,000円
令和6年度	33件	7,340,000円	13件	3,117,000円

●成年後見制度の利用者数(表6)

年	人口(A)	法定後見(B)				法定後見利用者割合(B/A)	うち市長申立	任意後見
		後見	保佐	補助	計			
令和3年	117,252人	209人	74人	12人	295人	0.252%	121人	6人
令和4年	115,731人	205人	77人	13人	295人	0.255%	116人	9人
令和5年	114,335人	197人	86人	19人	302人	0.264%	122人	6人
令和6年	112,567人	200人	95人	27人	322人	0.286%	145人	9人

※福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数」より

※人口は各年1月1日の現住人口

[国・県との比較]

●令和6年における成年後見制度の利用者数(表7)

	人口(A)	成年後見制度利用者(法定後見利用者のみ)(B)	法定後見利用者割合(B/A)	市町村長申立(C)(C/B)
全国	124,885,175人	251,146人	0.201%	—
福島県	1,761,268人	2,597人	0.147%	786人(30.3%)
会津若松市	112,567人	322人	0.286%	145人(45.0%)

※全国の利用者数については、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より

※福島県・本市の利用者数については、福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数」

※人口は令和6年1月1日の現住人口

## 7 課題

本市の高齢化率が年々増加していますが、これは全国の状況と同様の傾向で、高齢者の増加は認知症など判断能力が低下した制度利用対象者の増加につながります。増加する対象者に対し、今後も制度を安定して利用できるようにするためには、関係機関による継続した支援と、後見人等の担い手を確保していく必要があります。

国・県との比較において、本市では人口に対し制度利用者の割合が高い状況となっていますが、制度利用が必要な方すべてに支援が行われているわけではありません。また、制度利用が必要と思われる方の発見から、制度利用開始まで、申立と家庭裁判所での審判までの期間も考慮し、制度利用が必要な方が適切な時期に利用を開始できるようにすることも重要です。

また、地域連携ネットワーク会議において、制度や後見人等に対する制度利用者からの意見を取り上げ協議した際、課題として「後見人等の役割や機能について、利用者や支援者の理解が不足していること」があげられており、成年後見制度や後見人等についての理解を広める取組が必要とされています。

また、国では、現在、制度の見直しについて検討しており、今後、法改正が見込まれています。法改正後、本市でも、改正内容にあわせた制度の利用促進に取り組んでいきます。

## 8 第2期計画期間の施策の方針

### ●権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと機能強化

地域連携ネットワークづくりのため、中核機関の運営及び協議会の開催を継続していきます。また、制度利用検討時、利用開始時・開始後のそれぞれの段階において、行政・福祉・法律の関係機関や地域関係者が連携を図っていきます。

### ●担い手確保・育成等の推進

高齢者の増加等により、制度利用者も増加傾向にあり、後見人等の担い手の確保・育成の重要性が増しています。併せて、判断能力が不十分な方の意志・特性・生活状況等に合わせ適切な後見人等を選任・交代できるよう多様な担い手を確保するため、専門職後見人、法人後見、親族後見人を支援します。また、市民後見人の育成・支援に加え、市民後見人について広く周知し認知度を高める取組を推進します。

### ●市長申立の適切な実施と制度利用促進事業の推進

身寄りがない方や、親族による金銭搾取などの経済的虐待事案についても積極的に市長申立を活用し、適切な時期に制度が利用できるよう支援していきます。

また、制度利用に関する費用について、低所得者の制度利用の妨げになることのないよう、助成を推進します。